全L協事業2第31号 令和2年6月30日

正 会 員 各位

(一社)全国 L P ガス協会

「国土強靭化年次計画 2020」におけるLPガスの記述について (お知らせ)

平成30年12月に公表された「国土強靭化基本計画2018」、令和元年7月に公表された「国土強靭化年次計画2019」にLPガスに関する記述が盛り込まれたことは既にお知らせしています。

この度、内閣官房国土強靭化推進本部において別添のとおり標記年次計画20 20が策定・公表され、その中に、LPガス及びLPガス自動車の文言や有用性 が追記されましたのでお知らせいたします。

本年次計画は、地方自治体の防災担当者が、防災対策を講じるための基になっているとのことから、今後、公的施設等へのLPガスの常設・常用、LPガス自動車の導入等を一層促進するため、関係者へのご周知をお願いいたします。

なお、本文について、以下の国土強靭化推進本部のホームページから入手されるようお願いいたします。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\_kyoujinka/pdf/nenjikeikaku2020\_02.pdf

以上

(発信手段: Eメール)

(担当:事業推進部 堀江、笠間)

### 国土強靱化年次計画2020

令和2年6月18日

国土強靱化推進本部

### 目 次

(頁)

はじめに	1
第1章 2020年度(令和2年度)の国土強靱化の取組について ・・	2
1 国土強靱化年次計画2020の策定及びこれに基づく施策の推進 ・・・・・・・・	2
2 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の	
集中的な実施及びその進捗管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3 国土強靱化基本計画を踏まえた国の他の計画の見直し	6
4 国土強靱化基本計画に基づくその他の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第2章 各プログラムの推進方針、主要施策、重要業績指標等 ・・	13
1 概要	13
2 45の各プログラムの推進方針及びプログラム推進のための主要施策 ・・	21
第3章 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の 進捗管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
1 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の	
進捗状況(事業費ベース)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
2 160項目の緊急対策の進捗状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
3 昨年の災害時に効果を発揮した事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
(別紙 1 ) 分野別施策一覧 ····································	77
(別紙2) 重要業績指標(KPI) 一覧 ···········1	121
(別紙3) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策進捗状況一覧 ・1	132
(別紙4) 国土強靱化推進本部に報告すべき国の他の計画等 ・・・・・・・・・・・・ 1	167
(別紙5) 重点化すべきプログラムに係る工程表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	170

- 身を守る行動のとり方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの 判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組 織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育、除排雪時の安全管理の徹底等を推進すると ともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する 計画策定を促す。
- 寒さによる死傷者の発生を防ぐため、無電柱化や送配電の耐雪害対策、復旧迅速化の ための行政・自衛隊と電力会社の連携、復旧マニュアル整備等、エネルギー供給施設に ついて、ハード・ソフト対策を実施する。

### (主要施策)

- 【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進
- 【国交】駅構内・車内を含めた旅客への情報提供の着実な実施
- 【国交】道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供
- 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 【防衛】ヘリコプター映像伝送装置の整備等による情報収集体制の整備
- 【国交】道路の雪寒対策の推進(雪崩防止柵等の防雪施設の整備、除雪作業、凍結防止剤 散布、各機関による情報連絡、チェーン装着指導)
- 【国交】鉄道における雪害対策の推進
- 【国交】防災・減災の担い手(建設業)の確保等の推進
- 【内閣府】地域防災力の向上推進
- 【経産】送配電網の耐雪害対策
- 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境 を確実に確保する
- 2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止≪重点≫

### (推進方針)

- 陸・海・空の輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進める。 また、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保や、行政と倉庫業者・トラック事業者等が連携した支援物資輸送体制の構築を図るとともに、平常時の輸送力を強化する。さらに、港湾施設の耐震・耐波性能の強化による交通ネットワークの確保を進めるとともに、大規模災害時における船舶の確実かつ迅速な活用のため、走錨事故の防止対策、地方公共団体等におけるマニュアル等の策定、防災訓練でのマッチングシステムの運用などを進める。
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、官民が連携した物資調達の仕組みを構築する。また、災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。
- 災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、道路 等の啓開に必要な体制の整備を行う。また、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活 用、広域交通管制システム及び官民の自動車プローブ情報を融合し活用するプローブ情 報処理システムを統合した新広域交通管制システムの整備・運用、関係機関が連携した 通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への 活用を進める。さらに、交通規制等の情報提供により、混乱地域の迂回や自動車による

外出を控えるよう、国民の理解と協力を促す。

- 水道事業者等における耐震化計画の策定と水道施設の耐震化を推進する。また、地下水や雨水、再生水などの多様な水源利用を普及促進する。地下水の危機時における代替水源に関する検討を進めるとともに、雨水、再生水などの多様な水源利用を普及促進する。また、避難所となる施設で、井戸や給水タンクの設置、非常用電源の設置等水の確保に向けた取組を進める。
- 経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたガス 管への取替えを推進する。また、ガス供給の迅速な復旧に関する訓練等について継続する。
- 再エネ発電設備の災害時の活用や公的施設・避難所等における自立・分散型エネルギーや空調・自家発電設備の導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保等を促進する。また、地域の燃料アクセスや災害・停電に備えた SS 対策等燃料供給の確保を促進するとともに、各家庭における備蓄を促進する。
- 応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じ検証を継続するとともに、観測情報や社会動態把握を統合し、交通網の結節点における食品の貯蔵・保管拠点の検討等、避難や食料及び物資供給等災害時の緊急活動を支援する情報システムの開発を行う。特に、南海トラフ地震は、必要とされる応急用食料が最も多いことから、被災地の道路状況や食品工場の操業状況等を勘案して、最適な食料供給の方法を検討する。また、調理の必要性も勘案し、調達方法と合わせて精査する。
- ラストマイルにおける円滑な支援物資輸送を実施するため、地方ブロック毎に行政と 倉庫業者・トラック事業者等が連携した体制の構築を図るとともに、実動訓練の成果を 反映したハンドブックを活用した取組を促進する。
- 災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態や発電所などのエネルギー施設の集中 状態を緩和していくため、再生可能エネルギー電源等の分散型電源を活用した地域マイ クログリッドの導入等、「自律・分散・協調」型の国土形成・国土利用を促す効果的な 方策を検討し、取組を進める。また、避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、 住宅・建物等の耐震化を進める。また、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区 防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策 定を促す。

### (主要施策)

- 【国交】道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強
- 【国交】救急・救命活動等に必要な空港施設の耐震化・浸水対策
- 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 【国交】道路啓開計画策定(災害に備えた関係機関との連携)
- 【国交】道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供
- 【厚労】水道施設の耐震化や耐水化等の推進
- 【文科】学校施設等の避難所としての防災機能の強化等の普及・啓発
- 【経産】災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進
- 【環境】災害時に役立つ再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備等の支援
- 【農水】応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進
- 【国交】ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制の構築
- 【国交】大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化
- 【内閣府】地域防災力の向上推進

被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、医療リソースの需給の把握を行う。また、医療リソースの需給の把握を踏まえ、医療リソースの供給体制の確立を図るため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含めた府省庁横断的な具体の検討を行う。

- 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する 体制を構築する。
- 災害拠点病院及び救命救急センター等の耐震化未了施設の解消を図るとともに南海トラフ地震等における浸水想定区域内の医療施設については、移転等の対策に取り組む。また、機能停止を回避するための BCP を立てておくとともに、災害対応機能の高度化に向け、体制の充実を図る。
- 国立大学附属病院等施設は、それぞれの地域における機能・役割を果たすために、防 災・減災機能強化を含めた施設整備を進める。
- 災害拠点病院等におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高める。また、エネルギー効率の高い設備の導入や、非常用電源の確保、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)の普及や地域マイクログリッドなどの自立・分散型エネルギー設備の導入、LPガスや灯油など、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性の向上を促進する。
- 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築する。また、下水道が使用できない場合にも備える。
- へき地医療拠点病院等について、自家用発電設備や給水設備の増設等、診療機能を3 日程度維持するための取組を推進する。
- 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、 被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する。
- DMAT については、被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮し、計画的に養成して行くとともに、災害経験を踏まえ、定期的な養成体制及び活動内容の見直しや情報システムなど装備の改善を行い、常に能力の維持・向上を図る。DMAT 以外にも、DPAT や災害時の医療支援活動等に対応できる、職種を横断した人材養成に取り組む。また、自衛隊においても、大量負傷者に対応できる自衛隊災害医療基幹要員を養成する。
- 被災都道府県の災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、支援に参集した日本 医師会災害医療チーム(JMAT)など保健医療活動チーム等の派遣調整業務を行うこと等 により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が 適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。また、派遣調整等を行う人材であ る(都道府県・地域)災害医療コーディネーターを養成する。
- DMAT 等及び支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格 幹線道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、 盛土のり尻補強、無電柱化、環状交差点の活用、空港施設の耐震化、港湾施設の耐震・ 耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を進める。また、患者及び医薬品 等の搬送ルートの優先的な確保等道路啓開計画の実効性向上の取組を進める。
- 交通渋滞により、緊急車両が到達できない事態を回避するため、広域交通管制システム及び官民の自動車プローブ情報を融合し活用するプローブ情報処理システムを統合した新広域交通管制システムの整備・運用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0等を活用して自動車運転

### (主要施策)

【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発

【内閣府】民間企業及び企業間/企業体/業界等における BCP の策定促進及び BCM の普及推進

【経産】中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策の促進

【農水】水産物の一連の生産・流通過程における BCP の策定の促進

【国交】物流事業者における災害対応力の強化

【国交】海域監視・情報提供体制の強化

【国交】航路標識の強靱化

【内閣府】企業の本社機能の地方移転・拡充の支援

### 5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な 影響

### (推進方針)

- 送配電事業者に対する災害時連携計画の策定や既存設備の計画的な更新の義務化、無電柱化を含めた送配電設備への必要な投資を適切に行うための託送料金制度改革、山間部等において電力の安定供給・効率性が向上する場合、送配電網の独立運用を可能とする制度整備等を盛り込んだ、エネルギー供給強靱化法に基づき、引き続き、環境整備を進めるとともに、樹木の伐採や鉄塔等の技術基準の見直し、電力会社間及び自衛隊との定期的な情報共有・共同図上演習を推進することにより、強靱かつ持続可能な電気の供給体制を確立する。
- 電力及び通信サービスの適切な確保のための一般送配電事業者及び電気通信事業者を 軸とした連携について、訓練等を通じて推進する。
- 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院、及び食料など物資供給・貯蔵拠点等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB)・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) の普及促進等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進するとともに、自治体や事業者等が連携し、地域における真の地産地消型エネルギーシステムの展開に向けた取組を推進する。
- 災害時石油・石油ガス供給連携計画に基づく訓練を実施し、訓練において判明した課題等を踏まえた計画の見直しを促す。また、「系列 BCP」の定期的な見直しを促し、石油業界の災害対応能力の強化を図る。
- 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、発災後の迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実や、関係機関の連携体制の整備を推進する。
- 非常用電源への燃料供給及び通信の確保のための石油関連業界団体等及び電気通信事業者を軸とした連携について、訓練等を通じて推進する。
- 住民拠点 SS の整備や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LP ガス充てん所の災害対応力の強化を推進する。また、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策や燃料備蓄など需要家側の対策を推進する。
- ガソリン等の不足に備え、電気自動車、CNG 燃料自動車、LP ガス燃料自動車・船舶、

### (主要施策)

- 【経産】大規模災害が発生した際の事業者、自治体、国の間の電力供給オペレーションの 構築
- 【防衛】インフラ企業等関係機関との共同図上演習等の実施
- 【環境】災害時に役立つ再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備に関する整備等の支援
- 【経産・国交・環境】地域資源の活用を通じた地域循環共生圏の構築とレジリエンス向上
- 【経産】災害時石油ガス供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し
- 【経産】災害時石油供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し
- 【経産】ガス工作物等に係る地震・津波対応力強化
- 【経産】災害時における石油製品供給の継続のための BCP の見直し
- 【防衛】サプライチェーンの確保に係る関係機関との合同訓練等の実施
- 【経産】災害時に地域の石油製品供給を維持するための災害対応型 SS の整備
- 【経産】石油製品のサプライチェーンの維持・強化に向けた SS 過疎地対策の推進

### 5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

### (推進方針)

- 石油コンビナート等防災計画について、訓練や関係機関間の連携強化を通じ、実効性 を担保する取組を継続して推進する。
- コンビナートに係る設備や高圧ガス設備の耐震化を推進する。また、高圧ガス設備に ついて、南海トラフなど巨大地震を想定した液状化、流動化等への対策の検討を進める。
- コンビナート周辺地域における常備消防力の強化に加え、コンビナートの関係機関による連携体制を構築・強化する。
- ドラゴンハイパー・コマンドユニット及び消防ロボットシステム (スクラムフォース) について、関係機関との合同訓練の実施等を通じた運用体制の強化を図る。
- 製油所・油槽所が存在する重要港湾以上の港湾における関係者が連携した港湾 BCP を 策定する。

### (主要施策)

- 【総務】石油コンビナート等防災計画の実効性の担保
- 【経産】製油所・油槽所の緊急入出荷能力の強化
- 【経産】既存の高圧ガス設備の耐震化
- 【経産】高圧ガス設備の耐震設計基準の見直し
- 【総務】石油コンビナート事業者の応急対応力、関係機関との連携の強化
- 【総務】緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化
- 【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発

### 5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

### (推進方針)

○ 国内外の船舶事業者に対し、旅客船、船舶の津波避難マニュアルへの理解及び作成を 促進するため、必要な協力・支援を実施する。

## (別紙1) 分野別施策一覧

### 4. エネルギー

4. エネルキー		9 2 3
展水】農村地域における 農業水利施設を活用した小 水力等再生可能エネルギー	<b>令和2年度に実施すべき事項</b> 農業水利施設を活用した小水力等発電導入の取組を推進するため、技術者の育成を図るための研修を実施する。	<b>該当フログラム</b> 2-1)
の災害対応型Sの整備	令和元年房総半島台風の際、千葉県広域が停電の中、自家発電設備を有する一部のSSは営業を継続した一方、こうしたSS への需要集中により行列や在庫不足が発生するなど、SS への自家発電設備の導入を更に進める必要性が明らかになったことから、自家発電設備を備え、災害時にも燃料供給拠点となる住民拠点SSを新たに約8,000 箇所整備する。また、重要施設などからの燃料供給要請への機動的な燃料供給体制を確保するため、緊急配送用ローリーの配備等も必要であることから、新たに約300 台配備する。さらに、津波被害地域等における燃料供給の早期再開を目的とした災害時再用臨時設置給油設備を導入する。	1-6) 2-1) 3-2) 5-2) 6-
【経産】国家備蓄原油・製品放出の機動性の確保	各地域需要約4日分に相当する石油製品の国家備蓄を維持しつつ、国家備蓄石油の放出訓練等を通じ、機動性の確保に取り組む。	2-1) 2-5) 3-3) 5-2) 6-1)
【経産】石油製品のサプラ イチェーンの維持・強化に 向けた SS 過疎地対策の推	自治体と連携し、地域の燃料アクセス、水害等の災害や停電時への備えも考慮する等した SS 過疎地対策に取り組むとともに、燃 2-1) 5-2) 6-1) 8-5) 料供給の担い手確保に取り組む。	2-1) 5-2) 6-1) 8-5)
【経産】災害時等に備えて 需要家側に燃料タンクや自 家発電設備の設置等の推進	避難所、多数の避難困難者が生じる施設、一時避難所となり得る施設等として地方目治体と協定等を締結している民間施設等に おける需要家側での燃料備蓄を推進するため、石油タンク、IP ガスタンク、自家発電設備、GHP 空調機等の導入支援事業を実施する。 る。 また、一般消費者による自動車へのこまめた満タン給油や灯油買い置き等の自衛的が燃料備蓄の普及啓発を行う。	2-1) 2-5) 2-7) 3-2) 3- 3) 5-2)
【経産】電気設備の大規模 自然災害等対応力強化及び 省中迅速化の検討	技術基準の改正内容を周知するとともに、必要に応じて技術基準に適合していない事業者に対する適切な措置を行う。	1-6) 5-1) 5-2) 6-1)
【経産】災害時石油ガス供 給連携計画の訓練の継続及 び計画の見直し	新たな IP ガス中核充填所の設置や地域事情に応じた燃料供給体制の強化を支援するため、 令和2年度予算において、 中核充填所 の新設・既存の中核充填所における自家発電設備の嵩上げやタンク容量の増加といった災害対応能力の強化に係る事業を実施する。	2-1) 2-5) 2-7) 5-2) 6-1)
【経産】災害時における石 油製品供給の継続のための BCP の見直し	石油製品の供給を継続することができるよう、石油精製・元売各社が策定する「系列 BCP」について、令和元年度の訓練におい 2-1)2-5)3-3)5-2)5- て判明した課題等を踏まえた定期的な見直しを促し、石油業界の災害対応能力の強化を図る。	2–1) 2–5) 3–3) 5–2) 5– 3) 6–1)
【経産】災害時石油供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し	災害時石油供給連携計画の訓練については、その定着・習熟を図るため、石油業界、関係省庁、地方公共団体等が連携した上で、 訓練を定期的に実施する。令和元年度の訓練において見つかった課題について対応できるような形で、訓練企画を行う。	2-1)2-5)3-3)5-2)6-1)
【経産】製油所・油槽所の 緊急入出荷能力の強化	令和2年度予算において、製油所・油槽所の強靱性評価及び強靱化対策、非常用発電機の整備・増強を実施する。	2-1) 2-5) 3-3) 5-2) 5- 3) 6-1) 7-2)

# (別紙5) 重点化すべきプログラムに係る工程表

【農水】応急用食料 (主食系)の充 要となる基本施設等の耐震化や浸水対策(排水ポンプ整備)を実施す | 能確保に必要な管制施設、最低限必要となる基本施 | 輸送拠点としての機能を有する空港 [厚労] 上水道の基幹管路の耐震適 [国交] 地域防災計画における民間 ての機能を確保するため、管制機能確保に必要な管制施設、最低限必| 資等輸送拠点としての機能を確保するため、管制機| ち、地震時に救急・救命、緊急物資 進事業」により、避難所となりうる 【国交】 航空輸送上重要な空港のう 緊急対策の結果を踏まえ、令和3年度以降の検討 | インフラへの自衛的な燃料備蓄の権 [経産] 「災害時に備えた社会的重<mark>要</mark> 施設や公的避難所に整備された燃料 から一定範囲に居住する人口 タンク等の数 自治体と物流事業者団体との災害時協力協定の高度 改正水道法を踏まえて水道施設の計画的な更新等を適切に行うとと もに、水道事業者等に対する耐震化計画等策定指針の周知や財政支援 等により、引き続き水道施設の耐震化や耐水化・老朽化対策等の推進 により、引き続き水道施設の耐震化や耐水化・老朽化対策等の推進 は管理を進めるとともに、水道事業者等に対する技 地震発生時に、空港が救急・救命活動及び緊急物 過去の災害における支援物資輸送事例も踏まえ、 令和3年度以降こ実施すべき事項 設等の耐震化を実施する。 術的支援に取り組む。 生命に関わる物質・エネルギー供給の停止 | 係者が参画する協議会等を通じ、物流事業者団体との災害時協力協定 | 国交]| ラストマイル | の締結・高度化等の促進や、新たな民間物資拠点の選定及び「ラスト 【農水】 応急用食料等 | 実を図るほか、内閣府主催の緊急災害対策本部事務局訓練に職員を派 を実施するとともに、地方公共団体等が主体となって行う、支援物資 地震発生時に、空港が救急・救命活動及び緊急物資等輸送拠点とし 避難所、多数の避難困難者が生じる施設、一時避難所となり得る施 設等として地方自治体と協定等を締結している民間施設等における需 えて需要家側に燃料 | 要家側での燃料備蓄を推進するため、石油タンク、LP ガスタンク、自 は、必要に応じて調査品目等の見直しを行うとともに、訓練に当たっ 地方ブロックごとに国、自治体、倉庫業者・トラック事業者等の関 緊急災害時対応食料供給体制整備調査」の取りまとめに当たって を含む円滑な支援物 マイルにおける円滑な支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」 また、一般消費者による自動車へのこまめな満タン給油や灯油買い タンクや自家発電設|家発電設備、GIP空調機等の導入支援事業を実施する。 令和2年度に実施すべき事項 時に備えた食品の家庭備蓄の一層の定着を図る。 置き等の自衛的な燃料備蓄の普及啓発を行う。 輸送の実効性を高める取組を促進する。 2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、 物資供給体制の充実 遺し、多くの経験者を確保する。 を図る。 |経産||災害時等に備 [国交] 救急・救命活 動等に必要な空港施 設の耐震化・浸水対策 [厚労] 水道施設の耐 震化や耐水化等の推 備の設置等の推進 資輸送体制の構築 及び備蓄の推進 の既